広島県報

号外

第 166 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部 総務管理局文書法制室
購読料 月額 2，700円

目次

監査委員公表
▽平成十七年度包括外部監査の結果に基づく措置状況……一

監査委員公表

平成十七年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年十二月六日

広島県監査委員　坪川　禮巳
同　田辺　直史
同　髙橋　義則
同　近光　章

平成17年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

【テーマ】　広島エアポートビレッジ開発株式会社の出納，その他の事務の執行及び同社に関連する県事業について

〈知事所管分〉

監査の結果及び意見の概要	措置状況
【指摘】 1　広島県との中央森林公園に係る備品の整備及び管理業務委託契約について（報告書Ｐ18） ⑵　フォレストヒルズガーデンに設置された備品は，広島エアポートビレッジ開発株式会社の所有物であり，委託料はその対象備品の整備と管理に対して支払われるものである。 　したがって，委託料の会計処理は「委託料収入」として収益計上し，購入した対象備品は「器具備品」として固定資産に計上した上で，減価償却すべきであるが，立替金の入金として会計処理され，固定資産にも計上されていない。	（地域振興部） 1　広島県との中央森林公園に係る備品の整備及び管理業務委託契約について ⑵　備品の会計処理については，会計監査人と協議した結果により，勘定科目を立替金とされたものである。
2　随意契約による業務委託（報告書Ｐ21） 　平成15年11月の広島県監査委員が実施した定例監査で指摘され，かなり改善されているものの，ゴルフ場コース管理業務は，未だ随意契約となっている。 　指名競争入札の方法で委託先を選定すべきである。	（地域振興部） 2　随意契約による業務委託 　広島エアポートビレッジ開発株式会社においては，コース管理業務はゴルフ場の評価を左右する特殊な業務であることから，随意契約としているものであり，県も会社の経理規程等に抵触していないものと考えている。 　また，広島エアポートビレッジ開発株式会社は，契約に当たって，周辺の価格動向等を踏まえ，価格の改定など経費の節減にも努めている。
3　内部統制組織の不備（報告書Ｐ24） 　物品管理について，適切な管理が行われているとは言えないものがあり，早急に内部統制組織を確立すべきである。 ⑴　切手を受即払した場合に，受払簿の未記入があった。定期的に上司が確認・承認すべきである。 ⑵　ゴルフギフト券の利用後の記録・管理が不十分である。 ⑶　販促物品の受払簿がなく，管理が不十分である。	（地域振興部） 3　内部統制組織の不備 ⑴　受払簿が修正されたことを確認し,今後も適切な管理を行うよう指導した。 ⑵　管理台帳に利用日が追記されたことを確認し,今後も適切な管理を行うよう指導した。 ⑶　当該販促物品（開業７周年記念品）については，受払簿は作成されていないが，稟議書に配付先を整理した上で購入されたものである。今後，記念品等を購入する際には，受払簿等により適切な管理を行うよう指導した。
4　税務上の取扱いの不備（報告書Ｐ25） 　消費税等の申告に際して，仕入税額控除の対象とならない費用が仕入税額控除されている。 　また，法人税申告において，役員賞与は損金不算入であり，課税対象となるものであるが，損金経理されたままで，所得に加算されていない。	（地域振興部） 4　税務上の取扱いの不備 　消費税については，修正申告されたことを確認した。法人税についても適切に申告されたことを確認した。
【意見】 1　補助金について ⑴　平成14年度の補助金（報告書Ｐ26） 　平成14年度に県から広島エアポートビレ	（地域振興部） 1　補助金について ⑴　平成14年度の補助金 　補助金は，広島エアポートビレッジ開発株式会社の行う事業の公益性を踏

ッジ開発株式会社に交付された空港周辺地域開発事業に係る補助金については，県からの退職派遣職員の給与相当額が交付決定額とされており，実質上広島県の退職派遣職員に対する給与支給として公益法人等派遣法の趣旨に反するおそれがある。

まえて，地方自治法の規定に基づいて適正に交付したものである。

⑵　平成15年度及び16年度の補助金（報告書Ｐ29）

平成15年度，16年度の補助金については，公益的機能及び空港支援機能を有する事業に係る経費の一部を補助しているが，補助金交付額と広島県退職派遣の人件費はほぼ一致しており，補助金を名目とした退職派遣職員に対する給与支給ではないかと思われるほか，補助対象費用科目の算定根拠の算式，金額に至るまできめ細かく示すなど，広島県が必要以上に関与しているのではないかと思料され，補助金交付決定の過程に問題がある。

⑵　平成15年度及び16年度の補助金

補助金は，広島エアポートビレッジ開発株式会社の行う事業の公益性を踏まえて，地方自治法の規定に基づいて適正に交付したものである。

⑶　平成17年度の補助のあり方（報告書Ｐ32）

平成17年度の県の予算資料では，これまでと同様に広島県の定額補助（20,000千円）ができるように各補助対象事業費の算定根拠が示されているが，国有地使用料などの補助対象経費は減額可能であることから，今後の補助金の確定，交付に当たっては算定基礎からの見直しを行い適正な補助金を交付されたい。

⑶　平成17年度の補助のあり方

平成17年度の補助金は，これまでと同様，広島エアポートビレッジ開発株式会社の行う事業の公益性を踏まえ，地方自治法の規定に基づいて適正に交付し，国・県有地の借地料の減額に伴い減額した。

⑷　今後の補助のあり方（報告書Ｐ36）

これまでの広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する補助金は，広島県からの派遣職員の人件費そのもの，あるいは同一視できるものであり，同社の補助金に頼る経営体質を助長するものであって，経営改善の遅れている要因の一つとも思われる。

早急に広島県からの派遣職員や補助金交付のあり方を見直すとともに，経営改善計画を再構築することを提言する。

⑷　今後の補助のあり方

・　広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する補助金は，広島エアポートビレッジ開発株式会社の行う事業の公益性を踏まえ，地方自治法の規定に基づいて適正に交付してきたものであり，今後とも適正に交付する。
・　指定管理者制度導入により，地方自治法に定められていた公の施設の管理委託に関する要件が撤廃されたことに伴い，県からの退職派遣職員は，平成18年度減員した。
・　広島エアポートビレッジ開発株式会社は，平成18年３月に，早期の損益収支の黒字化の達成と預託金の返還請求への適切な対応を目標とした「経営健全化計画」を策定した。県は，この計画が着実に実施されるよう，指導・助言を行う。

２　広島エアポートビレッジ開発株式会社の経営上の諸問題

⑴　今後，広島エアポートビレッジ開発株式会社が直面する重要な経営上の諸問題（報告書Ｐ37）

フォレストヒルズガーデンの指定管理者として，平成18年４月１日以降，広島エアポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体が選定されたが，従来は黒字部門であったフォレストヒルズガーデン部門の，今後の収支見込みはあきらかではない。

また，平成19年３月31日以降，フォレストヒルズゴルフ＆リゾートの預託金償還請求権が会員に発生するが，その行使割合によっては，多額の支出が発生するおそれがある。

これらは経営に重大な影響を及ぼし，県に多額の財政負担が生じる可能性もある。

（地域振興部）

２　広島エアポートビレッジ開発株式会社の経営上の諸問題

⑴　今後，広島エアポートビレッジ開発株式会社が直面する重要な経営上の諸問題

広島エアポートビレッジ開発株式会社は，平成18年３月に，早期の損益収支の黒字化の達成と預託金の返還請求への適切な対応を目標とした「経営健全化計画」を策定した。今後は，この計画が着実に実施されるよう，指導・助言を行う。

⑵　キャッシュフロー上経営に与える影響の試算（報告書Ｐ38） 　指定管理者制度の導入や預託金償還請求権の発生などを前提に，今後のキャッシュフローを試算した結果，中・長期な観点で資金不足が予想される。 　これに対する具体的な対策案が準備されることが望ましい。	⑵　キャッシュフロー上経営に与える影響の試算 　広島エアポートビレッジ開発株式会社は，平成18年３月に，早期の損益収支の黒字化の達成と預託金の返還請求への適切な対応を目標とした「経営健全化計画」を策定した。今後は，この計画が着実に実施されるよう，指導・助言を行う。
⑶　平成16年度までの経営実績に対する意見（報告書Ｐ41） 　平成11年度以降６期間の広島県派遣職員の人件費相当額の補助金１億427万円がなくても，経営に重要な影響を及ぼすような深刻な事態には至らず，県の財政負担を軽減することも可能であったと思われる。 　平成17年度までは，「公の施設」であるフォレストヒルズガーデンの管理を受託するための要件などから，県の職員を派遣する必要があったが，平成18年度からの指定管理者制度の導入により，その制約がなくなるため，人件費削減の見地から，県派遣職員の減員を検討すべきである。	⑶　平成16年度までの経営実績に対する意見 ・　補助金は，広島エアポートビレッジ開発株式会社の行う事業の公益性を踏まえて，地方自治法の規定に基づいて適正に交付したものである。 ・　指定管理者制度導入により，地方自治法に定められていた公の施設の管理委託に関する要件が撤廃されたことに伴い，県からの退職派遣職員は，平成18年度減員した。
⑷　今後の広島エアポートビレッジ開発株式会社の経営と県の取組みの方向性について（報告書Ｐ44） 　今後，キャッシュフロー的には相当厳しい局面も予想され，県もある程度の財政援助が必要になろうが，状況に応じて組織再編成（合併，会社分割，営業譲渡）など大胆なリストラ策を講じることも視野に入れ，預託金の償還請求権の行使を可能な限り延期し，経費削減に努めれば，継続的に公共的・公益的使命を果たすことも可能と思われる。	⑷　今後の広島エアポートビレッジ開発株式会社の経営と県の取組みの方向性について 　広島エアポートビレッジ開発株式会社においては，平成18年３月に，早期の損益収支の黒字化の達成と預託金の返還請求への適切な対応を目標とした「経営健全化計画」を策定した。今後この計画が着実に実施されるよう，指導・助言を行う。

平成17年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

【テーマ】　県が保有している未利用の土地・建物（企業会計を除く。）の管理及び処分並びに県が締結している借地・借家契約について

〈知事所管分〉

監査の結果及び意見の概要	措置状況
２　平成17年４月１日における未利用土地・建物の状況（報告書Ｐ22） 　平成17年４月１日における未利用土地・建物の状況は，次のとおりであった。	２　平成17年４月１日における未利用土地・建物の状況

未利用土地　（単位：件，㎡）

平成10年行政監査時点（参考）				平成17年４月１日			
行政財産		普通財産		行政財産		普通財産	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
16	127,904	132	592,231	20	197,865	118	745,841

未利用建物　（単位：件，㎡）

平成10年行政監査時点（参考）				平成17年４月１日			
行政財産		普通財産		行政財産		普通財産	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
16	12,227	19	34,582	24	6,317	16	43,730

【指摘】

⑴　未利用土地・建物に関する書類の保存について（報告書Ｐ28）

広島県文書等管理規則第７条第２項では，「文書等の保存年限は、別表に定める基準に基づき、当該文書等に係る事務を所管する室及び課の文書事務取扱主任が決定するものとする。」とし，別表で，保存年限の基準を「財産に関するものは５年、財産に関するもので重要なものは10年、財産に関するもので特に重要なもの(財産の取得、処分など)は長期」とするとともに「現に監査、検査、請求、争訟等の対象となっているものについては、この表に定める保存年限を超えて、その必要とされる期間保存するものとする。」としている。

今回の包括外部監査においては，取得にかかる経緯やその土地の抱える問題の経緯を質問しても，その経緯のわかる書類が保存されていないケースも多く，未利用期間が解消されるまでは，その土地の履歴が後任者にもわかるように長期間保存とするなど，各室及び課の文書事務取扱主任が適切に決定すべきである。

⑵　土地台帳の記載について（報告書Ｐ29）

広島県公有財産管理規則では，土地台帳を備え付け，取得相手方や取得価格等を記載することとされているが，未記入のものがあった。

財産取得時に，取得相手方及び取得価格を台帳に記載することを徹底するとともに，未記入が判明した際には，実際の資料が保管されている所属部署に協力を求める等，取得相手先と取得価格の記載について実行可能な具体的な方法を検討すべきである。

３　土地開発基金の土地（報告書Ｐ31）

土地開発基金が所有する土地の状況は次のとおりであった。

⑴　未利用土地・建物に関する書類の保存について（報告書Ｐ28）

(総務部　文書法制室)

ファイル管理表の修正時に，文書分類表の標準保存年限を基に適切な保存年限を設定するよう，平成18年４月11日付け，「ファイル管理票の修正等について」を通知し,適切な保存年限の基準を周知した。

(総務部　財産管理室)

定例的に実施している財産台帳の内容を，今年度から財産の活用状況や管理上の問題の整理に重点をおいた内容に変更し，各部幹事室を通じこれらの書類等の保全・整理を指導するとともに，財産調査の場を活用し，個々の財産管理者から経緯等を聴取するとともに関係書類の整理・保存を指導している。

(総務部)

⑵　土地台帳の記載について

財産台帳の適切な記載については，平成18年４月６日付け文書で各部に指示したところであるが，具体的な個々の財産についても今年度から行っている財産調査の中で，各部が保有している文書を確認し，記載漏れの是正や記載方法の検討を実施しているところである。

(都市部)

３　土地開発基金の土地

(平成17年３月31日現在)

管理部局	財産の名称	所在地	価格（円）	面積（㎡）	取得年月日
企業局	宮浦浄水場用地	三原市宮浦町	228,686,722	7,109.46	S48.12.27 S56. 4.14
企業局	沼田流通業務団地用地	広島市安佐南区沼田町	50,735,231	5,794.38	S49. 7. 6
総務企画部	広島中央サイエンスパーク関連用地	東広島市西条町田口	59,949,000	677.16	H4. 7.31
土木建築部 都市局	県営東新崖住宅用地	尾道市東新涯	383,773,232	4,299.89	H4.12.1
環境生活部 環境局	大仙地区用地	東広島市河内町入野	14,889,837,962	2,326,213.20	H17. 3.31
警察	（仮称）福山北警察署用地	深安郡神辺町 道上	397,883,472	5,783.19	H17. 3.31
合　　計			16,010,865,619	2,349,877.28	

【意見】

⑴　県営東新涯住宅用地について（報告書Ｐ39）

本件土地が先行取得されてから10年以上経過しているが，具体的に公営住宅建設が検討された形跡は見当たらない。

早急に具体的な方針を立てるよう検討する必要がある。

⑴　県営東新涯住宅用地について

尾道市との協議（平成18年６月４日実施）により，当該土地が市の公営住宅計画用地とされないことを確認した。今後，関係部署と協議し，基金財産の処理方針を検討する。

（総務部）

４　実地調査した土地の中で課題のある土地（報告書Ｐ41）

平成17年４月１日現在の未利用地の中から，地先人との調整を要する土地など19件の土地を抽出して実地調査を行った。

【指摘】

⑵　隣地との境界問題について（報告書Ｐ45）

この度実地調査した未利用土地の中にも，長年境界確認の立会を拒否されたり，隣地所有者が境界に納得せず測量が中断したままになっているなどにより，売却処分ができていないものがある。これらの土地については，法的手段も視野に入れて早急に境界確定をすべきである。

また，町内会との調整を要する土地の中には，隣地との境界問題があることが判明した箇所もあるので，当該所管部署は，早急に境界確定をした上，財産管理室に引継ぎをすべきである。

４　実地調査した土地の中で課題のある土地

⑵　隣地との境界問題について

隣地との境界問題を抱える土地又は町内会との調整を要する土地については，境界確定又は占有物件の除去に向けた手続きを進めるよう関係室を指導している。

（土木部）

５　借地・借家契約について（報告書Ｐ46）

平成17年４月１日現在の県の借地・借家契約の状況は次のとおりであった。

５　借地・借家契約について

借地（土地）			借家（家屋）		
件数	面積（㎡）	賃借料（円）	件数	面積（㎡）	賃借料（円）
279	497,548	699,100,479	80	17,048	442,399,925 （駐車場を含む。）

【意見】

⑶　広島地域事務所比治山分庁舎について（報告書Ｐ59）

現在の広島地域事務所比治山分庁舎については，「政令市への河川事務委譲，地方機関の再編，市町村合併の可能性等から，暫定的利用を前提に検討がなされ，弾力的な対応が可能で初期投資額が少なくてすむリース方式を選択した。」とのことであるが，初期投資額が少なくてすむとはいえ，コスト的に割高なリース方式を選択したことには疑問が残る。

今後，平成23年６月30日にリース契約期間は満了となるが，契約更新も有り得ることから，更新後の賃貸条件については相手方と十分な協議を行う必要がある。

⑶　広島地域事務所比治山分庁舎について

リース契約期間満了時には，組織の体制等も勘案した上で，庁舎調達方法についてさまざまな角度から検討を行うこととし，現在のリース会社と契約更新を行う場合にも,リース料の過払いにならないよう,適切に協議する。

（都市部）

６　県営住宅における借地について（報告書Ｐ64）

平成17年４月１日現在の借地上の県営住宅は次のとおりであった。

６　県営住宅における借地について

住宅団地数	借受面積	管理戸数	入居戸数	平成17年度 借受料
19団地	171,766.22㎡	1,542戸	1,121戸	377,260,506円

【意見】

⑴　県営住宅の借地返還について（報告書Ｐ71）

県営住宅の借地返還の基本方針に則って，特別会計を圧迫している借地の早期返還に努められたい。

また，全戸移転が完了している次の３団地については，少なくとも地代の支払いは

⑴　県営住宅の借地返還について

できるだけ早期の返還に向け，より一層務める。

なお，岩谷住宅は，整地工事を行い平成18年７月末に返還した。

上山本住宅は，平成18年９月末に返還した。

また，下大町住宅については，部分（ＰＣ造住宅部分のみ）返還に向けて，地権者及び関係者と協議を進めている。早期の部分返還に努める。（平成18年度借受料は，294,858,982円の予定で，平成17年度に対し約8千万円の減。）

平成18年３月末までとし，できるだけ早期に借地返還するように努められたい。 上山本住宅 下大町住宅（ＰＣ造住宅部分） 岩谷住宅	
⑵　東山住宅について（報告書Ｐ71） 僅か二十数世帯のために，年額約８千万円の地代を支払い続けることは，あまりにも非効率的な予算執行と言わざるを得ない。 より一層撤去移転のお願いをし，早期の借地返還の実現に努力されたい。	⑵　東山住宅について 引き続き，きめ細かな対応を粘り強く進め，今年度中の全戸移転に努める。 H17.4.1：37戸 H18.4.1：18戸 H18.9.1：15戸（内移転先決定者11戸）
⑶　福山市との賃貸借変更契約について（報告書　Ｐ72） 福山市との賃貸借変更契約については，福山市普通財産貸付要領に基づくものとなっているが，地価が下落している状況における賃料の値上げとなっており，説明理由が乏しいものとなっている。 今後契約更新時には，地価動向を考慮する条項を設けるなどして，借受料を抑制する努力をされたい。 また，民間借地についても，普通財産貸付要領に準じて地価動向を的確に反映させる借受基準（目安）を設けることを検討されたい。	⑶　福山市との賃貸借変更契約について 福山市との賃貸借変更契約は，以前の借地料が福山市普通財産貸付要領に基づき算出した標準貸付料より著しく安価であったことから，福山市より，前記要領に定められた「貸付料の改定に伴う公共用地の調整措置（増額倍率上限を１．１倍とする。）」を適用し，増額する通知があり締結したもので，今後も標準貸付料に達するまで調整措置の続行依頼は続くものと考えている。 平成20年度の契約更新時には，地価動向を考慮する条項を設けるなどについて県の意見を反映してもらうよう協議を行い，借受料の抑制に努力をする。 また，民地借地についても普通財産貸付要領に準じて地価動向を的確に反映させる借受基準（目安）を設けることを検討する。
⑷　今後の統合計画について 平成18年度以降，他の県営住宅や市営住宅へ統合を予定している下記の各団地については，計画どおり統合が実施されるよう関係市当局との調整に努められたい。 平成17年度　上山本，下大町（ＰＣ造住宅部分），岩谷（広島市） 平成18年度　呉宮原（呉市） 平成19年度　宮原（竹原市），船越（広島市） （数年内に）　東山（広島市）	⑷　今後の統合計画について 計画どおり統合が実施されるように，関係市当局との調整に努める。 呉宮原，宮原，船越は既に用途廃止した。

平成17年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

【テーマ】　県が保有している未利用の土地・建物（企業会計を除く。）の管理及び処分並びに県が締結している借地・借家契約について

〈教育委員会所管分〉

監査の結果及び意見の概要	措置状況
５　借地・借家契約について（報告書Ｐ46） 平成17年４月１日現在の県の借地・借家契約の状況は次のとおりであった。	

借地（土地）			借家（家屋）		
件数	面積（㎡）	賃借料（円）	件数	面積（㎡）	賃借料（円）
279	497.548	699,100,479	80	17,048	442,399,925 （駐車場を含む。）

【意見】 ⑷　広島教育事務所庁舎について（報告書Ｐ62） 広島教育事務所庁舎は，中区中町の広島クリスタルプラザの11階を月額1,748,061円，共益費595,635円及び駐車場代（２台分）88,200円（いずれも消費税込み）で賃貸している。	⑷　広島教育事務所庁舎について 賃料は，平成18年４月から，民間相場（過去3年間の平均）に引き下げを行った。 【賃料（月額）】（税込み） 《見直し前》1,748,061円（坪当たり14,175円） 《見直し後》1,268,962円（坪当たり10,290円） 差し引き　▲479,099円

この賃借料を坪当たり単価でみると，賃料は坪14,175円，共益費は4,830円となり，また駐車場代は１台あたり44,100円となり，県の賃借している県内の物件の中では，最も高額である。 不動産の賃貸情報を見ると，県庁から500mの範囲内に坪10,000円未満の物件情報はたくさんある。 現在の年間賃借料29,182,752円（共益費、駐車料及び消費税込み）の経費節減に向けて，広島教育事務所は積極的に創意工夫を重ねて努力をすべきである。	

平成17年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

【テーマ】　県が保有している未利用の土地・建物（企業会計を除く。）の管理及び処分並びに県が締結している借地・借家契約について

〈公安委員会所管分〉

監査の結果及び意見の概要	措置状況
5　借地・借家契約について（報告書Ｐ46） 平成17年４月１日現在の県の借地・借家契約の状況は次のとおりであった。	

借地（土地）			借家（家屋）		
件数	面積（㎡）	賃借料（円）	件数	面積（㎡）	賃借料（円）
279	497,548	699,100,479	80	17,048	442,399,925 （駐車場を含む。）

【意見】 (1)　財団法人広島県交通安全協会に対する土地の賃貸借について（報告書Ｐ51） 県と当該協会の間には，財産管理室所管の１件の貸付けと警察本部所管の２件の借受けがある。 それぞれ，県の貸付要領に従って貸付料，借受料が算定されており，別々にみれば問題はないが，同一の相手との契約であることから，貸付と借受を個別で考えるのではなく，トータルで考えても良いのではないかと思われる。 今後は，それぞれの所管ごとにばらばらに交渉を行うのではなく，お互いの情報を交換して両サイドの事実確認をしたうえで交渉に臨むべきである。	(1)　財団法人広島県交通安全協会に対する土地の賃貸借について 措置として，今後，賃貸借契約に係る更新原議等について，財産管理室と警察本部との間で合議することとし，互いの情報を交換することとした。 また，財団法人広島県交通安全協会と協議し，平成18年度から借受料の減額を行った。